

人権教育・啓発基本指針案に対するパブリック・コメントの全文

*【 】の数字は、「久留米市人権教育・啓発基本指針案に対するパブリック・コメントの趣旨とその対応について」の番号に対応しています。

善導寺町 個人

第2章 人権を取り巻く状況

1行目に第2次世界大戦を深く反省する中からとの次に、最も人権が侵害されるのが戦争であるから戦争防止のために、人々は努力、協力し、平和を守り、人権を守るべきだ、と入れてください。【1】

第5章 推進体制等

人権 = 同和と勘違いしている人が大勢おられる。人権の中に同和も入るわけだから、人権だけにしたらどうだろうか。世界は日々にグローバル化しており変革しているので名称も変更してもらいたい。人権・同和対策室ではなく「人権推進室」としてもらいたい。【2】

上津町 団体

(全体)

- ・「人権教育」の記述と「人権・同和問題」の記述と混在している。定義してほしい。【3】
- ・この基本指針では「人権」をどう捉えるのか、まず定義を示してほしい。人権は差別されている人々のみの人権ではないと考える。【4】
- ・「人権侵害」に対する相談窓口や苦情処理機関を設置してほしい。【5】
- ・「共生」の定義をしてほしい。【6】

第1章 はじめに

2 基本指針の性格

(意見)

- ・(3) 人権関係の市民意識調査は、「人権・同和問題市民意識調査」だけでなく、他の分野の意識調査である「男女平等に関する市民意識調査」や「次世代育成支援に関するニーズ調査」等がある。ここでは全てについて記述してほしい。【7】

第2章 人権を取り巻く状況

(意見)

- ・P3からP6まで、国・県・市になるにつれ平和の問題にふれられていない。戦争は最大の人権侵害である視点で記述してほしい。【8】
- ・P6・27行目「学・社融合という視点」とはどんなことか。説明を加えてほしい。【9】

- ・ P 6 「人権啓発推進委員」制度の充実が求められている。あらゆる分野の人権問題に対応できる体制であること。【 1 0 】

第3章 人権教育・啓発の推進

(意見)

- ・ P 7・2行から20行目までの精神が「久留米市教育改革プラン」や「保育指針」等に活かされているとはいいいがたい。久留米市の人権施策が「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づいて行われているかどうか、点検してほしい。【 1 1 】
- ・「人権啓発推進委員」「人権啓発推進協議会」「人権のまちづくり推進協議会」などはあらゆる分野の人権問題に対応できる体制であること。【 1 2 】
- ・ P 7・31行目「自己統制」の語句は幼児にはふさわしくない。子どもたち同士の遊びは自然の中で遊ぶ時に育つものであることを強調してほしい。【 1 3 】
- ・ P 8・3行目 「自己の存在感や充実感、(男女平等感)そして」と「男女平等感」を挿入してほしい。【 1 4 】
- ・ P 9の趣旨を「久留米市教育改革プラン」に活かすように記述してほしい。【 1 5 】
- ・ P 10・17行目「校長を中心とする」の記述を削除【 1 6 】
- ・ P 11 「家庭」の中で父母に主従関係がある家庭がまだ多くある。その中でドメスティック・バイオレンスなどの問題が起きる。家庭における人権教育が求められる。【 1 7 】
- ・ P 11・24行目「教育センター」においては「人権教育に関する研修が行われること」にふれてほしい。【 1 8 】
- ・ P 11・5行目「人権啓発センター」を挿入【 1 9 】
- ・ P 12・8行目「人権啓発推進員」は地域の指導者としての力量がまちまちである。推進員に対する研修はあらゆる分野の人権問題に精通するようにすること。【 2 0 】
- ・ P 13 セクハラ・パワハラの現状を記述してほしい。【 2 1 】
- ・ P 13 同和地区出身者への差別をはじめ労働の場における男女の格差の解消のために企業の管理職への徹底した啓発が必要。【 2 2 】
- ・ P 15 P 16 (1) 市職員等の項で「久留米市職員の男女格差是正措置の取り組みについて」記述してほしい。【 2 3 】
- ・ P 16 (2) 教職員等の項で25行目から28行目で「教育センター」でやる研修は、「学校教育と社会教育の連携、学・社融合の視点から」となっているが、この視点が「子どもへの教育的愛情や教育への使命感…人権感覚を高める」ようになるのか、はっきりしない。具体的に示してほしい。【 2 4 】
- ・ P 17・22行目「人権・同和问题講演会」を「人権・同和・男女平等問題講演会」とすること【 2 5 】
- ・ P 17：福祉関係者の項は、大幅な制度の変更が今後ともあり得ると考える。制度変更を単によりよく伝達するのではなく、「障害者や高齢者の声」を活かした制度変

更を考える研修が大切。【 2 6 】

第 4 章 分野別施策の推進

1 同和問題

- ・ P 2 2 「部落差別」(3 行目)と「同和問題」(8 行目等)の語彙の統一を図ること。【 2 7 】
- ・ P 2 2 ・ 1 8 行目「地区住民」の語句は一般的には理解できないので、「同和地区住民」とすること。【 2 8 】
- ・ P 2 2 ・ 1 8 行から 2 0 行目、「地区住民の生活・文化の向上...物的な基盤整備事業」については現在までの具体的成果について代表的な例をあげて触れること。【 2 9 】
- ・ P 2 3 「人権啓発センター」において、特に同和問題に関するセンター主催の講座をしてほしい(例：立花の差別ハガキ事件や法的なことなど)【 3 0 】
- ・ P 2 2 ・ 2 2 から P 2 3 ・ 1 2 まで「啓発推進体制」を分かりやすく図示してほしい。【 3 1 】
- ・ P 2 3 ・ 2 3 から 2 4 ・ 7 行目までは「アンケートから見る現状」であり(1)の現状にいった方が理解しやすい。【 3 2 】
- ・ P 2 3 「現状」の中に「同和地区内の高齢者・女性・子どもたち等が置かれている現状」について具体的にふれ方向性を示してほしい。【 3 3 】
- ・ P 2 3 (2) 課題について：P 2 4 の(図 7)「結婚時...」については、P 2 4 下から 3 行目「そこで...」以下から「結婚」についても課題としての取り組みの方向性を示してほしい。【 3 4 】
- ・ P 2 5 カ 人権侵害事件の「相談」事業について、パンフレットやリーフなどで具体的に紹介してほしい。又、人権啓発センターにおいて、相談窓口の開設と相談関係機関ネットワークを組織してほしい。【 3 5 】
- ・ P 2 5 キ 「隣保館・教育集会所」の機能について具体的にふれてほしい。【 3 6 】
- ・ P 2 6 ク 「副読本」の利用についてふれてほしい。【 3 7 】

2 女性に関する問題

- ・ P 2 9 ・ 1 行目 「民間の組織との連携」とあるが、「民間」は全くのボランティアであり、スタッフが高齢化することを考慮し、専従者を置けるくらいの補助をして欲しい。【 3 8 】
- ・ P 2 9 ・ 2 0 行目 ウ「政策方針決定の場への女性の参画促進」に具体的な数値目標をあげること。【 3 9 】
- ・ P 2 9 ・ 2 0 行目 ウ「不平等な取扱等の相談の充実」に「男女平等推進員の周知を図ること」を挿入すること。【 4 0 】

3 子どもに関する問題

- ・ P 3 1 ・ 6 行目「久留米市要保護児童対策地域協議会」で出された具体的な措置数などの実態にふれてほしい。【 4 1 】

- ・ P 3 1 に学童保育についての記述がない。ふれてほしい。【 4 2 】
 - ・ P 3 1 の (図 1 1) はどこが受けた相談件数か、明らかにして欲しい。【 4 3 】
 - ・ P 3 3 「施策の方向」に「子どもの権利条約」の研修・啓発をいれてほしい。【 4 4 】
- 4 高齢者に関する問題
- ・ P 3 4 ・ 2 3 行目 「関係機関との連携が可能となる仕組みづくりが不可欠です」とすること。【 4 5 】
 - ・ 社会保障の充実についてふれること。【 4 6 】
 - ・ 高齢者虐待の実態調査をすること。【 4 7 】
- 5 障害者に関する問題。
- ・ P 3 5 「ノーマライゼーション」の考え方だけではなく、現在ヨーロッパの国々で法的に整備され実践されている「ソーシャル・インクルージョン」の考え方を導入すること。【 4 8 】
 - ・ 障害者虐待、性暴力の対象になっていないか等の実態調査をすること。【 4 9 】
- 6 外国人に関する問題
- ・ P 3 8 「相談窓口の充実」に努め、外国人女性の相談にも対応できるようにすること。【 5 0 】
- 7 HIV・ハンセン病
- ・ P 4 0 実際に患者に接することによって理解が深まるのではないか。【 5 1 】
 - ・ 正確な教育・啓発をすすめてほしい。【 5 2 】
- 8 様々な人権問題
- ・ P 4 1 ・ 1 行目 「故なく起居の場所とし」は「やむなく起居の場所とし」とすること。【 5 3 】
 - ・ P 4 1 ・ 1 0 行から 1 3 行目、久留米市の実態も記述すること【 5 4 】
 - ・ P 4 2 「施策の方向」に「新しい人権問題にも対応するために庁内研修機関のネットワーク化を図ること」を挿入すること。【 5 5 】
- 第 5 章 推進体制等
- 1 全庁的な推進体制
- ・ 人権問題は全庁的に推進する課題とあるように、徹底した教育・啓発が求められる。【 5 6 】
- 2 国・県・関係団体等との連携
- ・ 関係団体等への指導的立場の人が人権問題に精通していること。【 5 7 】

荒木町 個人

全般を通して

基本的取り組みとして、「同和問題、女性に関する問題、子どもに関する問題、高齢者に関する問題、障害者に関する問題、外国人に関する問題、HIV 感染者等に関する問題、

その他様々な人権問題の解消」と、「明確に記述されていますが、随所で人権問題は同和問題に主眼がおかれているように感じてしまいました（グラフ表示でいえば p10、p14、p20、分野別になるとその分野での表示になっていますが）歴史的に社会的に同和問題が人権問題という出自がいまも尾を引いているのでしょうか。新しく出てきた課題にしる、たとえ一人の問題にしる、人権の重さは同じでありますのでそういう視点で取り組んでほしいと思います。

具体的には

- ・ 広報誌や啓発冊子発行に際してはあらゆる人権問題に敏感であること【58】
- ・ 地域での人権問題を掘り起こす大きな役割を果たす人権啓発推進員は、様々な人権問題に精通していること【59】
- ・ 人権問題に係る人はいうまでもなく、あらゆる場での指導的立場の人への啓発・指導が必須。研修の際の講師はあらゆる面での人権感覚があること。【60】
- ・ 人権問題の各分野における法律・条令等の周知徹底。【61】
- ・ 子どもの人権感覚は「案」に記述されているように子供同士の遊び、自然との触れ合い、体験等通してコミュニケーションが形成され、人権を大切にすることを学んでいく。その状況を作っていくあらゆる場での周りの大人の人権感覚が問われるところ。大人への人権問題についての徹底した研修が重要。【62】
- ・ 教育の場で場では、教職員間のコミュニケーション形成、人権を尊重しあう環境・条件づくりが先決。【63】
- ・ あらゆる場での人権問題の実態調査が実施されること。【64】

国分町 団体

意見1 基本的で大切な言葉は定義あるいは説明をつけること。【65】

意見2 人権とは「人が尊厳を持って生きるためになくてはならないもの」「すべての人間が生まれながらに有する権利であり、永久に侵されてはならないもの」「安心して、自信を持って自由に生きる人間の基本的権利」「人権は歴史を越え、国境を越える普遍的なもの」などが人権の内容として理解されなければなりません。【66】

意見3 人権意識とは「自分を大切にすること」「自分の存在は何よりもかけがえなく尊く、その存在の大切さを育み、生かしていきたいと思う心」「自分はとても大切な存在で、自分が人間らしく生きるために手放せないもの（人権）を奪おうとする者に対しては、怒りをもって拒否していいのだという認識」です。日本では、自分を大切にすることは、利己的で悪いことのようにとられがちですが、「自分を大切にできない人は、他人を大切にすることもできない」「自分を愛せない人は他人を本当に愛することなどできるはずがない」のです。子どもの時から人権意識を持つことを大切にしたいものです。【67】

意見 4 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に則り、本市の実情に即した「久留米市人権教育及び人権啓発の推進に関する条例」を制定すること。【68】その条例に必ず人権総合オンブズ制度を盛り込み、条例の実効性を高めること。【69】

その理由

「オンブズパーソン制度は、行政への多様な要望や苦情を簡易・迅速・柔軟に処理することにより、住民の権利利益を守り、行政運営の改善を図るための制度であって、現行法制上、実効的な苦情処理制度が皆無に等しい時、自治体に可能かつ適切な制度はこれ以外にありえない」ことによります。

第4章 分野別施策の推進で「人権侵害が後を絶たない」と述べられています。このままの推進体制では各分野毎の課題解決は困難だということになります。そのため各分野の人権侵害をなくすため少なくとも同和問題、子どもの問題、障害者の問題、高齢者の問題は各分野毎に、外国人、HIV感染者、ハンセン病患者、インターネットによる人権侵害の被害者、路上生活者、拉致被害者、刑務所からの出所者、アイヌをはじめ民族としての課題を抱える人たちについては人権侵害がないように監視する「総合オンブズ」制度が必要であると考えます。

権利の主体であるはずの存在なのに自分自身では意見も十分言えない人たち。

子ども・高齢者が数では最たるものですが重複の有無を問わず障害を持つ人、意見を表す言葉に不自由な人たちなど、(案)に記載されている「被差別の分野」の人たちは、法的・社会的・文化的、そして経済的(労働の場の問題も含めて)全てに権利の主体になりにくい条件を持っています。それらの人たちについては人権侵害が無いよう、条例に謳い、久留米市としても市民としても全力を尽くす必要があると思います。

条例が必要というのは行動計画はどこまでも「行動計画」であり、行政が市民に示す青写真に過ぎず、「努力したが出来なかった」で終わる可能性だってあるため各関係機関の「責務と権限」を謳う条例が要ると考えます。

貴「人権」部署から提起しなければどの部署からも提起は無い性格の制度だから本(案)でまず呼びかけてはどうかと考えました。

意見 5 望む実効ある男女平等条例のポイントとして「久留米市男女平等を進める条例」で学んだ事項を記して意見とします。

- 1 オンブズパーソン制度を要項・規則などの行政内規ではなく、行政と市民の権利義務関係を律する条例に盛り込むこと。
- 2 オンブズパーソンは第三者機関としての独立性を保つため、市長の補助機関(一般職員)ではなく地方自治法138条の4第3項に基づく市長の附属機関とすること。
- 3 オンブズパーソンの中立性・公平性を確保するとともに、その身分の独立性を保障する規定を設けること。

4 オンブズパーソンは苦情処理等のため調査権、勧告権、意見表明権、報告を求める権限を有するが、いずれも強制力を欠くためその実効性を担保するには公表権が不可欠であること。

5 苦情申出人に対し必要な通知を義務づける規定を設けること。

(質問) 6 1 頁下から 5 行「人権尊重の精神の確立」は「人権の確立」ではありませんか。【70】

(質問) 7 6 頁下から 5 行「様々な人権」と 40 頁 8 「様々な人権」は同一ですか。【71】

(質問) 8 1 2 頁 5 行 人権文化とは【72】

(質問) 9 1 頁下から 4 行 共生とは【73】

(質問) 10 6 頁最下段 学・社融合とは &・は不要では?【74】

意見 1 1 意味が通らないので書き換えを 下線 を 下線 へ【75】

1 頁 1 8 行「同和問題をはじめ、女性、子ども、...HIV 感染者など様々な人権問題に対する偏見や差別が存在しています。」

「被差別部落の人をはじめ、女性、子ども、...HIV 感染者に対する偏見や差別など人権問題が広く存在しています。」

意見 1 2 下記 3 項は単なることばの綾ですか。整合性に問題はないですか。【76】

2 頁 4 施策を「総合的かつ効果的に」推進

7 頁 10 行 効果的に推進するためには「総合的かつ体系的」な観点からの推進

4 3 頁 9 行 「総合的かつ計画的」に推進

意見 1 3

2 頁 (3) 人権・同和というと、人権問題 = 同和問題と捉えられて、人権が自分の問題ではなく同和問題であるとして他人事になってしまうのではないかという気がします。(20 頁図 4 で明白) だから、意見 1 でいうようにいつも「人権とは」の定義を踏まえて記述してほしいです。【77】

意見 1 4

2 頁 (4) 「人権が尊重される社会の担い手は市民である」というのは理念とあるが違うのではないですか?【78】

意見 1 5

5 頁 1 9 行 「久留米市新総合計画」のなかに「男女共同参画社会の実現」があるのだから、次頁 4 行目に「女性に関する問題」とあるのは「女性や男性に関する問題」とするべき。【79】

意見 1 6

8 頁 1 1 行 「自己統制」について身につけさせていく...就学前の子どもに統制をかけるとは「人権」にもっとも相応しくないことではないですか。【80】

また、「~について身につけさせる」は文章上もおかしいです。【81】

意見 17

10 頁下から 6 行 「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえて教育活動の展開をするように」とありますが、具体的にはどうするのですか。「久留米市子どもの権利条例」を制定すべきだと考えます。

「子どもの権利条約」はわが国でも批准しておりながら、具体的に取り組むための施策、その実現の責務については久留米市には全くありません。県内の志免町がすでにオンブッドを入れた条例を制定しました。見習うべきだと考えます。

国連の人権委員会からも日本の「学校教育」での人権侵害は最たるものだという厳しい勧告がなされています。(人権とはその条件に選択権・肢を持つことですが、日本の子どもたちには制服はじめ選択権は全くといっていいほど無い現状、男女平等、学力といわれるものについてなど数十項目の批判がなされています。)【82】

意見 18

9 頁 2 4 行 「規範意識」や社会性が身につけていない子どもの問題

10 頁 2 1 行 自他の人権を大切にするための知識や態度、実践力を育成するという観点から、「規範意識」を培う。

以上、(2) 学校における推進で、2 度も「規範意識」が使われて強調されています。これも意見 7 で指摘した就学前教育における「自己統制」と同様に、「今時の子どもは言うことを聞かない、わがままだ」という大人の意図が透けて見えるようで、人権教育の指針に相応しいとは思えません。前述「意見 3」の定義「人権意識」で述べたとおりです。再考を。【83】

意見 19

11 頁 1 3 行 (3) 家庭 男女の人権条例である「久留米市男女平等を進める条例」にそって、特に第 3 条(基本理念)・2 号(社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担を反映して男女の社会における活動の自由な選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女平等の推進を阻害する要因となっている場合は、その要因が取り除かれるよう配慮されること)

- ・ 5 号(家庭を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるよう配慮されること)
- ・ 6 号(男女が生涯にわたり安全な環境の下で健康な生活を営み、性と生殖に関する事項に関し自らの決定が尊重されること)という差別問題ではないジェンダーの問題であることに留意して家庭内の男女のありようを記

述してください。【 8 4 】

意見 2 0

1 3 頁 (5) 企業 労働の場における重大な女性差別があることは明白です。賃金一つをとっても 100 対 60 の域をなかなか超えられません。公正な選考・採用についても差別があるから女性の非正規雇用増、女性の貧困化ひいては高齢女性の貧困化へとつながって、女性は生涯にわたる不幸を背負わされています。部落の女性が二重に差別を受けていることも含めて下段 3 行目で触れてください。【 8 5 】

意見 2 1

1 5 ・ 1 6 頁 (1) 市職員 (2) 教職員等 「職員人権同和問題意識調査」の分析は誰がして、その結果からの見直しはどんな機関がするのか記述してください。【 8 6 】

意見 2 2

1 6 頁下から 7 行 子どもへの教育的愛情について研修の必要性が述べられていますが、子どもたちへの愛情を持って一人ひとりを大切にするためには、教師が子どもと向き合うゆとりを持つことが何より大切だと考えます。そのことを加えてください。【 8 7 】

意見 2 3

2 2 ページ (1) 現状と課題 前文に亘って

「同和問題の解決は行政の責務であり、国民的課題である」の認識について書かれています。文 (案) 自体はそのとおりです。しかしこれまでの久留米市としての指針の運用、実施の面を見ていると、肯定することばかりではありません。

たとえば、「これまでの取り組み」と書かれているものに入りますが、現在までに作成・配布された資料等ではなぜ「国民的課題」なのかの理解ができるものになっているとは思えません。部落差別については、国民 (行政も、私たち一人ひとりが作り、差別を増幅させているということも含めて) が、各人が侵している人権侵害・差別であるということの自覚がなく、まして「市民・国民」としての自責の念までには至らないものになっています。

それは、資料や研修等での「心の問題」にすり替えて与えられているからだという印象が強いことも否めない実感です。今後、検証と再検討をしてください。【 8 8 】

意見 2 4

2 5 頁 1 9 行 「施策の方向」ア～カについて熟考を

これも文言そのものというより、これまでに実施されたイベントや各種資料の編集などに見られた「実施」の形態や内容を通しての意見ですが、行政や各関連組織の責任者・リーダーたちに「人権侵害は犯罪である」という認識はあるのでしょうか。やたらに「心やさしい」とか、「他人の痛みが分かる」などという言葉が出てきています。

人権は、やさしければ確立できるのか。心やさしく、分かれば問題は解決できるの

か。「基本的人権」とは相手が優しかろうが優しくなろうが一人ひとりに「生まれながらにして具わっているもの」でしょう。「思いやり」や「やさしさ」は最低必要。しかし最終的にはそれでは解決できるような課題ではないという意識、認識を育てるべきだと考えます。

また、本案に書かれている各イベントや取り組みを実施することで、本当に市民の「人権感覚」が育つと行政や担当者は考えているのですか。意見23と同様、まず内容の検討が必要でしょう。

もう一つの大きな不信感ともいえる疑念は、人権感覚が有るとは思えない、というより非常に差別感の強い人、差別者そのものが、肩書きや立場上だけで行事消化のために参加している姿（責任者・リーダー・議員・教育関係者など）が目につきます。どんな意識で生きるかを知れば、市民の意識育成のためなどと言えはいうほど本（案）が虚しくなります。

重要なので重複しますが、たとえば学校教育一つを取ってみても、行政の、地域の、校区の、校長の、責任者やリーダーといわれる人たちの意識の現状はどうなのか。全国的にも久留米市全体でも、教育の格差・差別作りを政策として進める一方で「人権とは」「人権確立とは」「平等とは」などの基本的な理解も持ち得ていない中、同和問題に対する「反差別」のみの視点や認識では同和問題の解決の力の育成などは不可能だと考えるし、現感覚でのイベント開催や研修資料の作成・配布は屋上屋を重ねることになるのではないかと感じてしまいます。【89】

意見25

26頁 2女性に関する課題「現状と課題」

(1) 現状

「現実の社会では従来 of 固定的性別役割意識等」の後に、「家制度、家父長制、もっと言えば男尊女卑」という言葉を書き加えるべきである。【90】

その理由

これについて、現実の性差別の要素になっているものは「等」という言葉に表現する以上に「家制度」、イデオロギーとしては「家父長制」つまり男性中心・男性上位が「長幼の序」と重複した形で残存し、大きな規模を誇る農家や旧家としての商家のみではなく、一般家庭でも大きな要素をなしています。例としては冠婚葬祭に始まり、位牌、墓、相続、ひいては地域での男尊女卑の風習、「祭り」の折のしきたりなど枚挙に暇がありません。具体的には記述したほうが理解しやすいと考えます。

意見26

41頁1行 「故なく」はあまりにも心無いというか差別的ことばではないですか。人権啓発に逆行します。せめて「己む無く」に、もっといいことばがあればそのように書き直しをしてください。【91】

意見27

43頁 推進体制等 4 進行管理と見直しの最下段

「～見直しを行います。」の後に「見直しに当たっては市民の意見を必ず聞きます。」と加えてください。【92】

荒木町 個人

全体的に同和問題以外の人権問題についての言及が少ないと思います。

例えば、

- ・格差社会を生む正規、非正規社員差別について言及されていません。久留米市自身がそういう採用をされているので言及できないのでしょうか。【93】
- ・「児童の権利に関する条約」に言及し、子どもの問題には具体的に言及しながら、実際にあり（市教委は確認されているはずです）法令にも違反している教師の体罰についての言及はなく、久留米市では体罰容認されているかのようです。必ず言及してください。【94】子どもたちに、「なぐる・ける」を「されない権利」を教えていくことも言及してください（体罰だけではなく虐待防止のためにも）。【95】
- ・学校現場でのパワーハラスメントについても言及が必要と考えます。弱い立場の教職員がどのような扱いを受けているか調べてから、子ども達への人権教育を考えてください。【96】
- ・「特定職業従事者に対する推進」という項目があります。その中に「議会関係者」の項目が必要ではないでしょうか。市議会では過去、「セクハラ・体罰容認発言」があったり、公費での海外渡航した議員のセクハラ行為が報道されたりしました。議員は選挙で選ばれているからといって、人権教育・啓発が必要ないとは言えないと考えます。必ず項目を加えてください。【97】

久留米市特有の問題にも言及してもらえたらうれしく思います。

例えば、

- ・中学校の学校選択制において、「一部の学校に対する偏見」「敬遠されている学校の生徒や保護者の悩み」「応募の途中状況を小学校に掲示する事での小学生の悩み」...などは、人権問題ではないのでしょうか。【98】
- ・「暴力団をなくす」ための実際的な提案がなされないまま、「暴力団追放」では「暴力団」にしか居場所がない、特に未成年はどうすればよいのでしょうか。「暴力団員」にも人権はあるのでは？住む所やまともな仕事を得られる援助に言及できませんか。【99】